

令和7年度第23回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和8年3月24日

担当部・課：産業部水産課 水産卸管理事務所〔96-1021〕

① 件名
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に向けた対応について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 近年、食品流通の効率化や取引の透明性の確保が求められる中、不適正な取引や情報の非対称性が課題となっており、こうした状況を踏まえ、食品流通合理化法及び卸売市場法が改正され、食品等の取引の適正化や、農林水産大臣が指定する飲食料品のコスト指標等の公表に関する規定が設けられた。</p> <p>【目的】 食品流通の合理化及び取引の適正化に向け、公正で透明性の高い取引環境の整備を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（令和7年法律第69号）</li> <li>・卸売市場法（昭和46年法律第35号）</li> <li>・石巻市水産物地方卸売市場業務規則（平成17年規則第177号）</li> </ul> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和7年9月 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行 宮城県より卸売市場法の一部改正に伴い今後各市場の業務規則の改正が必要となる旨の通知</p> <p>令和8年1月 農林水産大臣が指定品目の省令の公布</p>
⑤ 主な内容
<p>卸売予定数量及び卸売数量と価格公表の継続に加え、今後、農林水産大臣が指定する追加品目に対応すべく、指標及び措置の内容について規定する。</p> <p>※ 現在の指定品目：米穀・野菜・豆腐・納豆・飲用牛乳（成分調整牛乳を除く）の5品目。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 関係規則の見直しを行うことにより、市場取引の適正な維持と効率的な食品供給が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
塩竈市及び気仙沼市も同様に規則の一部改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和8年3月 石巻市水産物地方卸売市場業務規則の一部改正 (施行予定年月日：令和8年4月1日)
⑨ その他